

国民健康保険税率を

改正しました

国保の現状

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが保険税を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費にあてる支えあいの制度で、私たちの健康生活になくはならないものとなっています。

運営の財源は、皆さんが納める保険税と国などの補助金でまかなわれていますが、医療費は、高齢化や医療技術の高度化などに伴い年々増加しており、増え続ける医療費が国保財政を苦しめているのが現状です。

国保税(医療分)の決め方

国保税は、その年度に予測される医療費から、加入者が病院で支払う一部負担金や国などの補助金を差し引いた額を応能割(各世帯の所得・資産に応じて)と応益割(被保険者1人当たりと1世帯当りの定額)の2つの基準をもとに計算します。

平成9年度、10年度は、皆さんが負担される保険税を少しでも軽くするため、国保財政調整基金(保険給付費の増加により財源が不足したとすのため)に積み立てていたものを取り崩しながら保険税の引き上げをできるだけ抑え、所得割を0.5%ずつ引き上げさせていただきました。しかし、本年度は、医療費負担の増や国保財政調整基金保有額の減少により、平成3年度以降改正を行わなかった応益割保険税を含む改正を行わせていただきました。

介護保険納付金の保険税賦課

平成12年度からは、国民健康保険に加入されている40歳以上65歳未満の方(介護保険の第2号被保険者)は、医療分と介護保険分との合計額を国保の保険税として納付することになり、介護保険分は、本年度の介護保険への納付見込額から国などの補助金を差し引いた額を医療分と同じ応能割と応益割の2つの基準をもとに計算することになります。

保険税の総額とその構成内容

保険税は、皆さんが病気やけがをしたとき、あるいは介護が必要になったとき、お互いに助け合うために支出する大切な費用です。本年度の医療費や介護保険にあてるための必要な保険税は、医療分が4億9,258万円、介護分は4,363万円になります。この総額は、国保運営協議会に諮問したうえ町議会で可決されたもので、下の表のような割合で計算されています。

平成12年度横芝町国民健康保険税率

	応 能		応 益	
	所得割 (前年度の所得)	資産割 (固定資産税額)	均等割 (被保険者1人当たり)	平等割 (1世帯当り)
医療分	5.89/100	38.0/100	17,900円	24,900円
介護分	0.72/100	5.0/100	6,560	4,060



国民年金制度を正しく理解していただくために

Q 少子・高齢化が進むと、受給者が増え、支える世代が少なくなるので年金制度はなくなってしまうと聞いて不安なのですが…

A 国民年金などの公的年金加入者は国において約7千万人、受給者は延べ3千6百万人、平成9年度中に支払った年金額は34兆円を超えています。この大規模な年金制度は、国民の生活の基盤として国が責任を持って運営しています。心配されている少子高齢社会でも充分に対応できるように、給付(年金)と負担(保険料)のバランスをとりながら運営されていきますから、制度が崩壊してしまうようなことはありません。長期にわたる老後生活、「年金がなかったら…」と考えてみてください。あなたは何を頼りに生活しますか? もはや年金のない社会に戻りはできません。年金制度を守っていくために皆さんのご理解とご協力をお願いします。

Q もらえる年金額が少なくなるといいうわさを聞いたので、保険料を納めたくないのですが…

A 公的年金は、個人だけでは対応できない老後の所得確保を社会全体の支え合いで行うためにあります。もし、自分で老後に備えようと思っても、実際には何歳まで生きるかわかりませんので、どれだけの貯蓄(預金や個人年金)が必要なのかを正確に計算することはできません。あなたが納める保険料は、今の受給世代を支えると同時に、あなたが将来、年金を受けるための権利を積み立てているといえます。公的年金には、国庫負担や物価スライド制があり、何十年後も基礎年金の権利を確実に保証するので安心です。

